

○地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて

(平成 16 年 12 月 13 日)

(／社援発第 1213003 号／老発第 1213001 号／)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知)

改正 平成 18 年 3 月 31 日／社援発第 0331029 号／老発第 0331018 号／

同 28 年 7 月 27 日／社援発 0727 第 2 号／老発 0727 第 2 号／

厚生労働省においては、構造改革特区の第 5 次提案に基づき新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置等を決定した「構造改革特区の第 5 次提案に対する政府の対応方針」(平成 16 年 9 月 10 日構造改革特別区域推進本部決定)等を踏まえ、特別養護老人ホーム及び障害者施設に係る規制緩和の検討を行ってきたところであるが、今般、これらの施設の機能を利用者の住み慣れた地域に小規模な単位で展開していくという観点から、いわゆる「サテライト型」の入居系サービスの整備を進めるため、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成 16 年 12 月 10 日閣議決定)により、構造改革特別区域において講じることが可能な規制の特例措置として、新たに「サテライト型居住施設設置事業」及び「サテライト型障害者施設設置事業」を追加し、また、「厚生労働省関係構造改革特別区域法第 2 条第 3 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令」(平成 16 年厚生労働省令第 163 号)を別添のとおり公布し、平成 17 年 1 月 1 日から施行することとしたところである。

これらの特例措置に併せ、社会福祉法人がこれらの施設を設置する場合における資産の所有等に係る規制を緩和するため、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号。以下「法」という。)附則第 3 条に規定する通達に関する特例措置として、「サテライト型居住施設設置事業」及び「サテライト型障害者施設設置事業」の取扱いを下記のとおり定め、平成 17 年 1 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、これらの事業が円滑に実施できるよう御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」について

指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)に規定する「サテライト型居住施設」(以下「サテライト型居住施設」という。)を設置しようとする社会福祉法人は、3 に掲げる要件を満たしている場合には、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援発 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号)別紙 1 の第 2 の 1 の(1)の規定にかかわらず、サテライト型居住施設

の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。この場合において、当該サテライト型居住施設に併設する老人短期入所施設についても、その用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

2 構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設設置事業」について

地方公共団体が、その設定する法第 2 条第 1 項に規定する構造改革特別区域内において、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 29 条に規定する身体障害者更生施設、同法第 30 条に規定する身体障害者療護施設若しくは同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 21 条の 6 に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設(これらの施設のうち、通所による支援のみを行うものを除く。以下「施設本体」と総称する。)の設置者が当該施設本体の入所者を支援するために設ける施設であって当該施設本体と一体的に運営するものについて、次に掲げる基準を満たしていることを認めて法第 4 条第 8 項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る当該施設(以下「サテライト型施設」という。)を設置しようとする社会福祉法人は、3 に掲げる要件を満たしている場合には、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号)別紙 1 の第 2 の 1 の(1)の規定にかかわらず、サテライト型施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- (1) 施設本体との密接な連携を確保しつつ、施設本体とは別の場所で運営すること。
- (2) 当該施設の入所者とその家族及び地域住民との交流等の機会が日常的に確保される地域に設置すること。
- (3) 入所定員が 4 人以上 20 人未満であって、施設本体の入所者数を下回るものであること。
- (4) 居室については、次に掲げる基準を満たすものであること。

イ 定員が 1 人であること。ただし、入所者の支援に必要と認められる場合は 2 人とすることができる。この場合においては、施設本体が身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設の場合にあつては身体障害者更生援護施設の設置及び運営に関する基準(平成 15 年更生労働省令第 21 号)第 15 条第 2 項第 2 号、施設本体が知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の場合にあつては知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 22 号)第 25 条第 2 項第 2 号に規定する静養室を、別に設けなければならない。

ロ 一の居室の床面積が 10.6 平方メートル以上であること。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

ハ 入所定員が 8 人以上の場合にあつては、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場

所をいう。)等により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)を設けるものとする。一のユニットの入所定員は7人以下とする。

(5) 常に1人以上の常勤の生活支援員等入所者の支援を適切に行うことができる従業員を置くこと。

3 社会福祉法人がサテライト型居住施設又はサテライト型施設を設置しようとする場合において、当該施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けてこれを設置するための要件

(1) 当該サテライト型居住施設又はサテライト型施設の設置により、当該社会福祉法人が設置するサテライト型居住施設及びサテライト型施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計数が、当該社会福祉法人が設置する入所施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業及び同条第4項に規定する事業のうち、利用者を入所させて保護を行うものに係る施設をいう。)の定員の合計数の2分の1を超えないこと。

(2) 貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設又はサテライト型施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

(3) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

別添 (略)